

一般社団法人群馬県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業評価の手法・手順等に関する規程

この実施規程は、一般社団法人群馬県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、福祉サービス第三者評価の受審を希望する福祉施設・事業所との契約に基づき、福祉施設・事業所に対する第三者評価を実施するにあたって必要な手順等を定めるものとする。

1. 事業の目的

福祉サービス第三者評価は、福祉施設・事業所が自ら提供しているサービスの内容について行った自己評価の結果と第三者の立場から行われる第三者評価の結果を対比して、両者の異同について考察し、総括的な評価を行うことにより、自らが提供しているサービスの質の確保と向上を図ることを目的とする。また、併せて第三者評価結果を利用者自らがサービスを選択することに役立てられるよう、「福祉サービス評価推進センターぐんま」（以下「推進センター」という。）並びに「福祉施設・事業所」及び「本会」を通して広く公開することを目的とする。

2. 評価の方法

福祉施設・事業所が所定の必要書類を作成し、本会に提出された書類と併せ、推進センターが定める評価の方法及び共通評価項目を取り込んだ内容で、評価事業を行う。なお、評価は一福祉施設・事業所を単位として行う。

3. 評価調査者

- (1) 評価調査者は、推進センターの実施する調査者養成研修を修了し、推進センター及び本会に登録している者とする。
- (2) 対象福祉施設・事業所との利害関係を持たない者の中から、会長が委嘱するものとする。
- (3) 前項の「利害関係を持たない者」の判定については、評価調査者から、別に定める誓約書を徴する。
- (4) 評価調査者リーダーを調査実施チームの中から1名選出する。

4. 調査内容

調査は、会長が委嘱する複数の評価調査者により、推進センター評価機関認証要綱第2条(6)に規定する「推進センターが定める評価の方法」に基づいて実施する。

なお、事前に対象福祉施設・事業所に対し、評価実施内容について説明会を実施する。

- ① 評価基準に従って福祉施設・事業所は自己評価を行う。
 - ア 自己評価シートの作成（所定様式）

推進センターが定めた自己評価シートにより、福祉施設・事業所を設置・運営する法人代表者の責任の基に、福祉施設・事業所の代表者が従事者と協議しながら実施した直近の自己点検・自己評価結果について記した書類及びその結果の根拠となる資料についての調査を行う。

② 福祉施設・事業所の自己評価結果を基に、評価調査者が実地調査を行う。

ア 実地調査は、自己評価結果、事前提出資料によって得られた情報を基に、複数で評価調査者が福祉施設・事業所を訪問し、所定の評価項目について調査を行う。

イ 複数の評価調査者のうち、主たる評価調査者1名を評価調査者リーダーとする。

ウ 実地調査は複数の評価調査者が原則として1日以上行うものとし、福祉施設・事業所の運営時状況の概要等について福祉施設・事業所代表者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する利用者ヒヤリングなどの状況調査を行う。

エ 所定の調査作業を終了した後は、福祉施設・事業所代表者等に全体的な確認を行い、実地調査を終了する。

5. 評価調査決定のしくみ

(1) 評価調査者リーダーは、実地調査を行った評価調査者全員と合議した結果を調査報告書として遅滞なく評価決定委員会に提出する。

(2) 評価決定委員会は、報告内容を審査した上で、最終的に評価を決定し福祉施設・事業所に報告する。

(3) 本会は、福祉施設・事業所に対して調査報告書の内容の疑義または事実誤認があると考えられる場合には、関係書類を添付したうえで、本会が定める期日内に申し出が出来る旨を併せて通知する。

6. 評価結果の報告

推進センター評価機関認証要綱第2条(7)の規定により、福祉施設・事業所との契約締結後概ね6カ月後までに推進センターへ報告する。

なお、推進センターへの評価結果の報告にあたっては、福祉施設・事業所との相互確認を必ず経ているものとする。

7. 評価結果の公表

推進センター評価機関認証要綱第2条(7)に基づき、次のとおり公表する。

(1) 推進センター及び本会のホームページへの掲載

(2) 本会事務所がある所在地での閲覧

(3) 推進センター事務局での閲覧

8. 所属評価調査者の独自公表体制

推進センター及び本会へ登録している評価調査者については、本会のホームページに推進センター登録番号を表示し公表する。公表する内容は以下の通りである。

- ・ 推進センター登録番号
- ・ 推進センター主催の研修修了状況
- ・ 登録有効期間内の評価調査活動実績
- ・ 次の（ア）（イ）に関する資格・主な経歴
 - （ア） 組織運営管理業務3年以上の経験又は同等
 - （イ） 福祉・医療・保健分野の有資格者もしくは学識経験者で3年以上の経験

9. 守秘義務

- （1）本会及び評価調査者は、調査によって知り得た福祉施設・事業所、利用者及びその家族等の個人情報については次に挙げる（2）に該当する等、正当な理由がない限り他に漏らしてはならない。
- （2）本会は、評価調査者から明らかな法令違反等に関する報告を受けた場合には、関係行政機関と協議のうえ、適切な対応を行う。
- （3）本会は、緊急を要する事項（利用者の生命、身体、人権等に対する重大な侵害等）及び明らかな法令違反等を認めた場合には、監督行政機関等に情報を提供できるものとする。

10. 評価実施地域

本会の評価実施地域は、群馬県内全域とする。

11. 評価実施計画

実施計画については、別に定める。

12. 本会との契約

この規程に基づく事業に関する福祉施設・事業所と本会との契約にあたっては、本実施規程を必ず添付することとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する